

各 位

株式会社 山形銀行

未利用口座手数料について

1. 手数料導入の目的等

本件は、お客さまの預金口座が不正に利用されることによるお客さまの被害を防止することを目的としています。ご利用されていない預金口座を改めて認識いただき、恒常的なご利用をお願いするものです。

なお、日常的に入出金や口座振替等のお取引をされている口座が未利用口座手数料の対象となることはありません。

2. 手数料の概要

項目	内容
対象預金	最終ご利用（「お預入れ」または「お引出し」）日から2年以上（※1）経過した普通預金（総合）口座*、貯蓄預金口座 *無利息普通預金口座を除きます。
対象外とする 口座	○「2021年9月30日以前」に開設された預金残高1,000円以上の口座 ○「2021年10月1日以降」に開設された預金残高10,000円以上の口座 ○投資信託等の振替口座 ○お借入の返済用口座 ○相続のお手続き中など当行所定の条件に該当しないこと …等
手数料金額	年間550円（税込）（※2）
手数料の お引落し等	○本手数料の引落しは、毎年8月を予定しており、対象となるお客さまには、事前に書面によるご案内を郵送いたします。 ○その後一定期間内にご利用または解約等のお手続きがなされない場合に対象口座から本手数料を引落します（口座残高が本手数料未満の場合は残高全額）。 ○本手数料引落しにより残高が0円となった未利用口座（残高が元々0円の場合を含む）は、自動的に口座を解約させていただきます。（※2）

※1 制度開始日前の期間は未利用期間には含めません。また、通帳記帳・利息付与・本手数料の引落しは、口座利用にあたる取引には含みません。

※2 ご負担いただいた本手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には、お応え致しかねますので予めご了承ください。

未利用口座手数料に関するご質問事項について、当行ホームページ内に掲載しております。

下記 URL または二次元コードよりご確認ください。



<https://www.yamagatabank.co.jp/individual/sonota/tesuuryou/nouse/pdf/faq.pdf>

以 上